

市第175号議案

平成25年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）
平成25年度横浜市のみどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成26年2月14日提出

横浜市長 林 文子

提 案 理 由

市民農園用地取得事業の繰越明許費を設定したいので提案する。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 みどり保全創造事業費	1 みどり保全創造事業費	市民農園用地取得事業	8,000 <small>千円</small>
設 定 額 合 計			8,000